

構造減免

軽自動車税減免のお知らせ

身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造された軽自動車等や一般の軽自動車に構造変更が加えられた軽自動車等は、軽自動車税を減免することができます。申請は、毎年度更新になります。

構造減免の対象となる軽自動車

身体障害者等が専ら利用するために車椅子の昇降装置、固定装置又は浴槽の装置等の特別の装置を備えた自動車に該当するもの

申請期間

毎年4月下旬～納期限まで。

※ 期間を過ぎると申請を受け付けることができませんので、ご注意ください。

申請に必要なもの

- ・ 軽自動車税減免申請書（構造減免用）
- ・ 個人番号（法人番号）・本人確認書類（法人の場合は不要）
- ・ 車検証の写し
- ・ 対象となっている軽自動車の写真2～3枚程度
（ナンバープレートと構造変更部分が写っていて、車全体を写したもの）

申請受付及び問合せ先

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ● 延岡市役所 市民税課 軽自動車税担当 | TEL (0982) 22-7065 |
| ● 北方総合支所 市民サービス課 | TEL (0982) 47-3603 |
| ● 北浦総合支所 市民サービス課 | TEL (0982) 45-4235 |
| ● 北川総合支所 市民サービス課 | TEL (0982) 46-5012 |